

2-7 公共公益施設に関する方針

暮らしのニーズに対応し
教育・文化・福祉の拠点がまんべんなく
様々な節目がネットワークし 連携する姿は生活の魅力
市民生活の拠点・ネットワーク* づくり

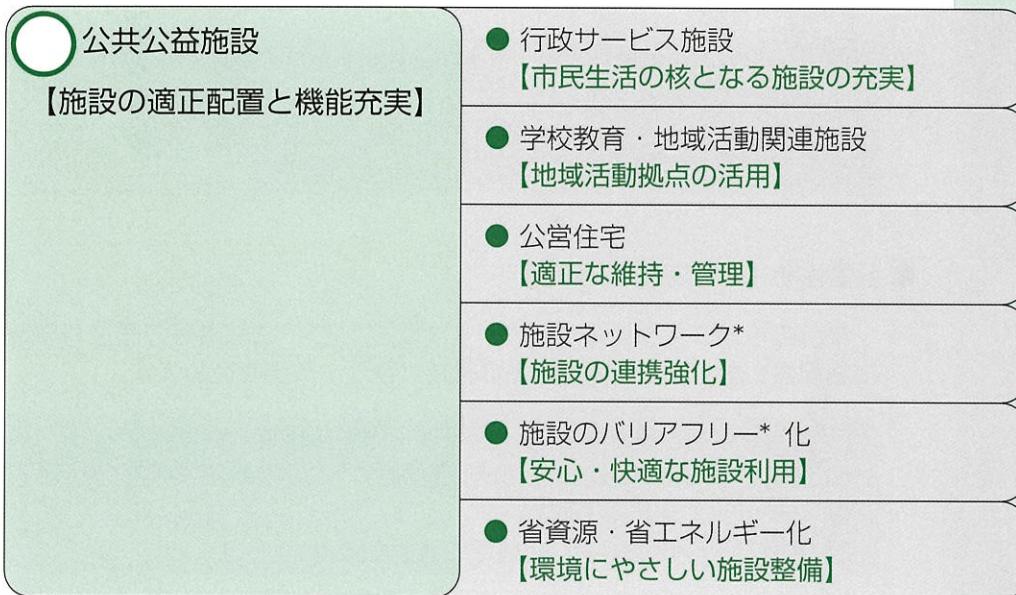
基本的な考え方

■ 地域の生活向上と文化的活動を支援する施設配置【コミュニティ* 拠点】

市民の生活利便性や地域の市民活動を支援するため、日常の生活圏となる各地域を単位とした、各公共公益施設のバランスのとれた適正配置と機能充実を図ります。

公共公益施設に関する方針の基本体系

地域の生活向上と文化的活動を支援する施設配置 【コミュニティ* 拠点】



○ 公共公益施設【施設の適正配置と機能充実】

学校や社会教育施設など、市民生活や地域活動の拠点となる行政サービス施設やコミュニティ* 関連施設の整備・充実を図ります。また、施設のバリアフリー* 化や情報化など、誰もが利用しやすい、やさしい施設環境を整備するなど、利便性の向上を図っていきます。

● 行政サービス施設【市民生活の核となる施設の充実】

市民生活を支える各種行政サービス施設とともに、文化センター等市のシンボルとなる公共施設の拡充・整備を検討します。また、少子・高齢化や多様な市民ニーズに対応し、コミュニティ* の中核ともなる公共公益施設の整備・充実を図ります。

- 既存施設の有効利用の促進、並びに、多様なニーズにあわせた公共公益施設の整備・充実

● 学校教育・地域活動関連施設【地域活動拠点の活用】

学校教育やコミュニティ* 活動・世代間交流の拠点となる、小・中学校や公民館等の学校・社会教育施設の整備・活用・充実を図ります。

- 小・中学校における児童・生徒数の変化や学区再編にあわせた、必要な教室数の確保と空き教室の有効活用、及び関連施設の拡充整備
- コミュニティ* 活動の拠点、市民活動を支援する拠点施設としての、学校や公民館等の活用、及び施設の複合化

● 公営住宅【適正な維持・管理】

市民のライフスタイル* の変化に対応しつつ、高齢者等の居住や環境にも配慮した、公営住宅の適正な維持・管理・改善を進めます。

- 公営住宅の計画的な補修・建替え、適正な維持・管理推進
- 高齢者や障害者の居住や環境に配慮した、住宅内部・外部のバリアフリー* 化の改修推進
- 環境との調和に配慮した住宅の建設の推進

● 施設ネットワーク*【施設の連携強化】

地域インターネット* の活用を推進するとともに、市全域での連携システム* の強化などにより、公共施設等の総合的利便性の向上を図ります。

- 地域インターネット* や市全域の公共施設予約システム* の強化と活用推進
- 分散した公共施設等の相互連携による一体的機能発揮、及び総合的利用環境の向上

【インターネット】
：インターネットの技術を利用して構築される情報通信網。この技術を利用して組織間及び組織内のコミュニケーションを図る。

● 施設のバリアフリー* 化【安心・快適な施設利用】

不特定多数の市民が利用する公共性の高い施設においては、段差解消やエレベーターの設置など、誰もが安心して快適に利用できるバリアフリー* 化を推進します。

- 公共建築物における計画的なバリアフリー* 化推進
- 高齢者や障害者等の通行に無理のない通路や階段、車椅子対応のエレベーター、スロープの設置、段差解消、ベンチ、トイレ、手すり、分かりやすい案内板（標識）の設置等

● 省資源・省エネルギー化【環境にやさしい施設整備】

公共公益施設等において、省資源化を図るとともに、太陽光等の自然エネルギーの活用やコーポレーション* などによる省エネルギー化など、環境に配慮した施設整備を推進し、民間への普及を促します。

- 建築物等の長寿命化やリサイクル資材の活用等による省資源化
- 太陽光等の自然エネルギーの活用やコーポレーション* などによる省エネルギー化
- 環境にやさしい住宅や店舗、事業所など、民間建築物等への普及促進

【コーポレーション】

ひとつのエネルギーから、電気や熱などの複数のエネルギーを同時に取り出して使用するシステム。例えば、燃料を燃やして発電すると同時に、その廃熱を空調・給湯などに利用することにより、熱効率の向上を図るもの。

2-8 市民参加に関する方針

【民学産官】

一般的に産官学の協働という産業活性化系の言葉があるが、これに市民（民）を加え、全ての人が参加するまちづくりを表現した造語。「みんながさんか」と読む。

まちづくりは市民のもの みんなの協働* で小山のあしたを創る
みんなで考え みんなで進める 誇りを持って 育み 支える
市民都市小山 みんながさんか【民学産官*】のまちづくり

基本的な考え方

■ 市民・学校・企業・行政の協働*

【市民協働*型まちづくりシステム*の構築】

計画立案段階から、市民・学校・企業・行政がそれぞれの責任と役割分担のもと、様々な検討作業や合意形成活動を重ねながら、パートナーシップによるまちづくりを推進します。

○ 市民の役割

まちづくりの主役として、自らの生活の場を安全・快適・便利にし、次代につないでいくことは、市民の大切な役割の一つです。

このため、市民は、まちづくりに積極的に参加し、市民相互の協力と理解を促しながら、主体的なまちづくりを進めていくことが求められます。

○ 学校の役割

小山市3大学の研究対象は総合的で多岐にわたり、日常の学術・研究活動においても、市のまちづくりに寄与する成果を求める姿勢が必要であるとともに、行政とも緊密な交流関係を築いていくことが求められます。

○ 企業の役割

小山市に立地・関係する各種企業は、まちづくりを担う一員としての役割を持ち、自らの生産活動等とあわせて、地域のまちづくりに積極的に協力・貢献していくことが求められます。

○ 行政の役割

市は、市民等のために、情報の公開、市民参加の場づくりや支援などを積極的に進めながら総合的で効率的、かつ個別の施策を構築し、まちづくりを着実かつ具体的に展開していく役割があります。

また、施策構築にあっては、府内部局間の総合的かつ充分な調整を行い、あわせて国や県、周辺都市等との適正な連携・分担による、計画的で効率的な整備を進めることが勘要です。

市民参加に関する方針の基本体系

市民・学校・企業・行政の協働*

【市民協働* 型まちづくりシステム* の構築】

① まちづくりを支える
市民活動の充実・支援
【市民主体のまちづくり】

- まちづくり組織の充実
【組織の設立支援】
- まちづくり活動支援
【資金・人的支援】

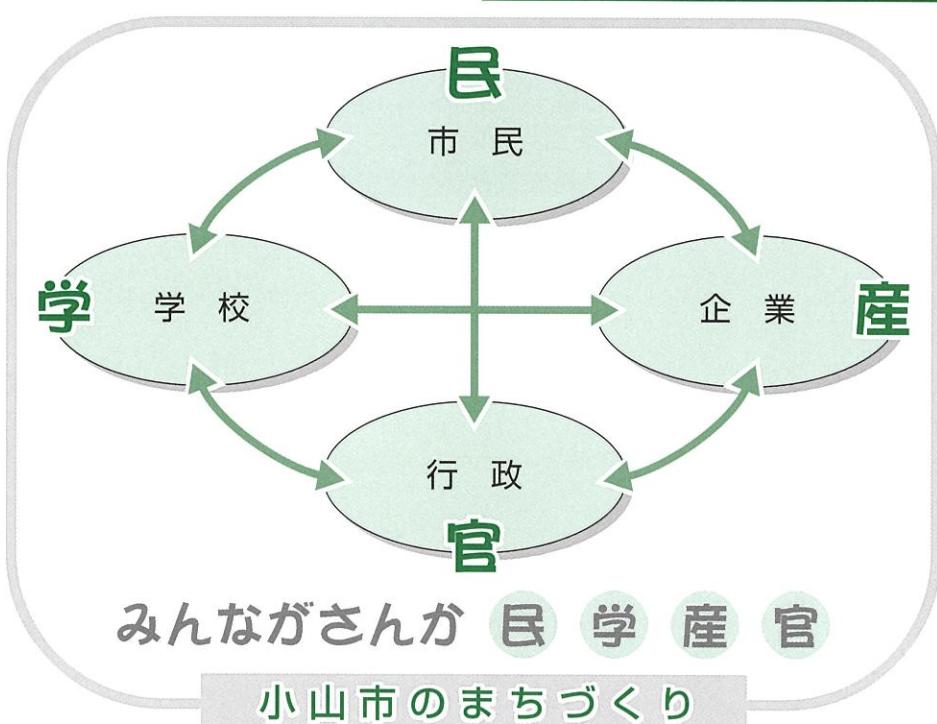
② まちづくりに関する
市民協働* の場の形成
【まちづくり学習・交流】

- まちづくり協働* 体制等の充実・構築
【情報共有・まちづくり総合支援拠点】
- 学習機会・人材育成支援
【知識向上・人づくり】

③ まちづくりに関する情報
提供と参加機会の拡大
【意識啓発と市民参加の機会】

- 市民の意識啓発・マナー向上
【情報提供・PR】
- 手続きの透明化・公正化
【市民周知・意見聴取】

まちづくり実現に向けた市民・学校・企業・行政の関係イメージ



① まちづくりを支える市民活動の充実・支援 【市民主体のまちづくり】

市民主体のまちづくりを進めるため、自立的まちづくり組織の設立支援や、市民が個別にまちづくりに参加し、責任をもつともいえる地区計画制度*などによるルールづくりを促進します。また、様々なまちづくり活動に対して、一定の支援等が可能となるシステム*を構築し、その活性化を促していきます。

● まちづくり組織の充実【組織の設立支援】

地区の様々なまちづくり活動の相互調整を図るとともに、地区の将来を総合的かつ継続的に検討し、市民が主体となったまちづくりを提案・実行する組織の設立を支援します。

- 市民が主体となり、まちづくりを提案・実行する組織（研究会・協議会・NPO等）設立支援と、組織体制づくりに関する情報提供
- 地区計画制度*や建築協定*など、居住者や関係権利者等が主体的に定めるルールづくりによるまちづくりの促進
- まちづくり組織の活動拠点となる場の斡旋・提供・仲介

● まちづくり活動支援【資金・人的支援】

市民のまちづくり組織の活動をより活性化させるため、一定の資金的支援や、活動や計画への助言を行うアドバイザー派遣等、専門家による技術支援を可能にします。

- まちづくり組織に対する活動費等の助成・融資制度（基金）など、資金的支援のあり方や拡充の検討
- まちづくり組織の活動に対する顕彰制度の創設検討
- まちづくり組織に専門家などを派遣し、その活動を技術的に支援する、アドバイザー派遣制度等の創設検討

まちづくりに関する市民協働* の場の形成 【まちづくり学習・交流】

(2)

まちづくりに関して、市民と行政双方向交流に資する拠点づくりを検討するとともに、市民・学校・企業・行政・専門家による協働* の場を創出していくます。また、市民のまちづくりに関する興味や知識を高めるための学習機会を提供するとともに、まちづくり活動のリーダー育成など、人材の育成を図っていきます。

● まちづくり協働* 体制等の充実・構築 【情報共有・まちづくり総合支援拠点】

まちづくりに関する様々な情報の収集、共有化を図るとともに、市民と学校、企業、行政、専門家が協働* して活動できる場を提供し、様々な協働型活動を実践していくよう、役所内相談窓口を充実させるとともに、市民と行政の双方向的活動の中心となる、まちづくりセンター* 的組織の設置を検討します。

- 市民や地域、行政をつなぐまちづくりの双方向拠点機能づくり
- まちづくり組織や活動に携わる人材の登録、市民と行政その他情報収集・提供など、まちづくり活動及び具現化に向けた基礎的支援
- 市民と学校、企業、行政、専門家の協働* の場として、懇談会やシンポジウムの開催などによる、専門知識・意見・情報交流機会づくり
- まちづくり具体策の企画・提言、及び内容の進捗状況等に関する総括評価
- グラウンドワーク* など、協働* 作業による環境改善・施設整備の推進

【まちづくりセンター】

: まちづくりに関する協働活動実践の場として設置される機能・組織の通称。設置にあたっては、役所内に新たなセクションを設けたり、関連公社等に併設されるなど、様々な方法が考えられる。事例として、世田谷区まちづくりセンターや浜松市まちづくりセンターがある。

● 学習機会・人材育成支援 【知識向上・人づくり】

まちづくりに関する学習機会の提供により、市民のまちづくりに関する興味や知識を高めるとともに、人材の育成や交流を図ります。また、協働* 型まちづくりの一環として、市民・企業・行政・専門家相互のまちづくり学習の場形成を検討します。

- 小山市まちづくり出前講座の活用等、まちづくりに関する学習機会の創出による、知識や意識の向上
- まちづくり活動に主導的に関わるリーダーの育成と必要なリーダー講習会等の開催
- まちづくり組織の交流会やまちづくりに関するイベント等の開催等による、人材や情報の交流促進
- 明日を担う子供達を主に、一般市民も対象にしたまちづくり学習教材（仮称）小山まちづくり絵本の作成

③ まちづくりに関する情報提供と参加機会の拡大 【意識啓発と市民参加の機会】

市民のまちづくりに対する参加等の意識を啓発・拡大し、理解を促すための情報提供やPRを進めます。また、一定の情報公開とともに、市民の意見聴取や参加機会を適切に設け、公正で透明な手続きを進めていきます。

● 市民の意識啓発・マナー向上【情報提供・PR】

まちづくりに関する情報提供・PR等による、市民意識や理解、日常のマナーやモラルの向上を図ります。

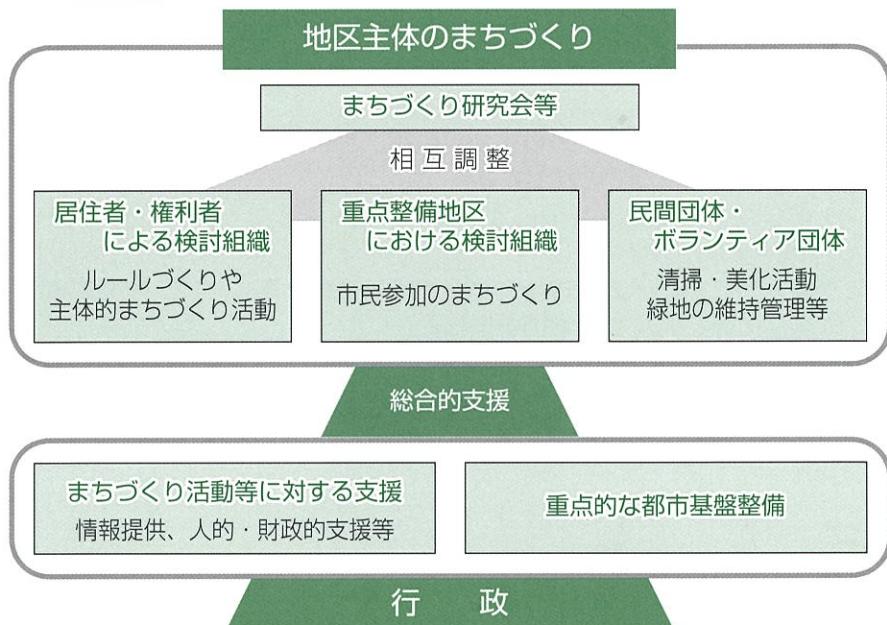
- 広報・ホームページ等の活用や、まちづくりに関する分かりやすいパンフレットの作成・配布
- 学校教育の場の活用や、情報提供・PR活動、及び双向型情報基盤・システム*の充実

● 手続きの透明化・公正化【市民周知・意見聴取】

分かりやすく適正な情報の公開とともに、様々な手続きでの市民参加機会を促し、計画決定、事業化にあたっては透明性・公平性のある手続きを進めます。

- 説明会、公聴会、審議会等の適正な手続き
- 計画案の縦覧に伴う意見の聴取やパブリックコメント*の実施など、市民や関係者の意見把握の機会確保
- 市民意見に個別かつ集約的に対応する行政窓口の充実及び対処の迅速化

□ 地区主体のまちづくりの進め方イメージ



2-9 実現手法に関する方針

まちづくりの具体化はみんなの期待
様々な実現手法を活用し 協働* の力を推進の力へ
実現に向けた 総合的・効果的なまちづくりの推進

基本的な考え方

■ 総合的・効果的なまちづくりの推進【実現化に向けた方策】

小山市全体のまちづくりの推進につながる新たな仕組みを構築するとともに、様々な事業及び規制・誘導手法等を活用し、個別及び対象地区の性格や実態に即した効果的で効率的なまちづくりの実現を図っていきます。

個別具体的な都市計画の決定・変更・事業化にあっては、法律を適正に運用し、公正な手続きを進めます。また、役所内の推進体制を充実・強化しつつ、市民・事業者・行政が協働*し、整備の目標や地区特性等に沿った、柔軟性かつ独自性のある、総合的・効果的なまちづくりを進めます。

実現手法に関する方針の基本体系

総合的・効果的なまちづくりの推進 【実現化に向けた方策】

① 実現手法の活用

【総合的・計画的なまちづくり】

- 小山市地区まちづくり条例の制定
【まちづくりの仕組み】

- 事業的手法
【個別・一体的事業】

- 規制・誘導的手法
【ルールづくり】

② 推進体制の充実・強化

【相互連携・体制構築】

- 庁内推進体制の充実
【横断的な連携強化】

- 関係機関との連携・民間の活用
【役割分担・連携】

① 実現手法の活用【総合的・計画的なまちづくり】

実現の根幹となる事業的手法と、民間活力を活用して、まちづくりを進める規制・誘導的手法を、地区の実状に合わせて適用するとともに、地区レベルのまちづくり推進の理念をルール化した小山市地区まちづくり条例等により、総合的・計画的なまちづくりを推進していきます。

● 小山市地区まちづくり条例の制定【まちづくりの仕組み】

一定の支援等を明確化し、かつ市民参加を促しながら進める今後のまちづくりの仕組みとして、小山市地区まちづくり条例を制定します。

- 市民自ら地区の将来の目標を定め、主体的に進める理念の明確化
- 市民参加によって練られた地区整備構想の策定
- 構想の公的認知と推進に係る支援策の構築

● 事業的手法【個別・一体的事業】

地区の実状に応じた、面的で一体的なまちづくり具体策を検討するとともに、道路や公園等の個別都市基盤整備を推進します。

- 地区の実状と要請に応じた、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的、一体的整備
- 街路・公園事業、下水道事業など、個別・具体的な事業推進
- 費用対効果や進捗評価を踏まえた、事業の的確かつ効率的な推進

● 規制・誘導的手法【ルールづくり】

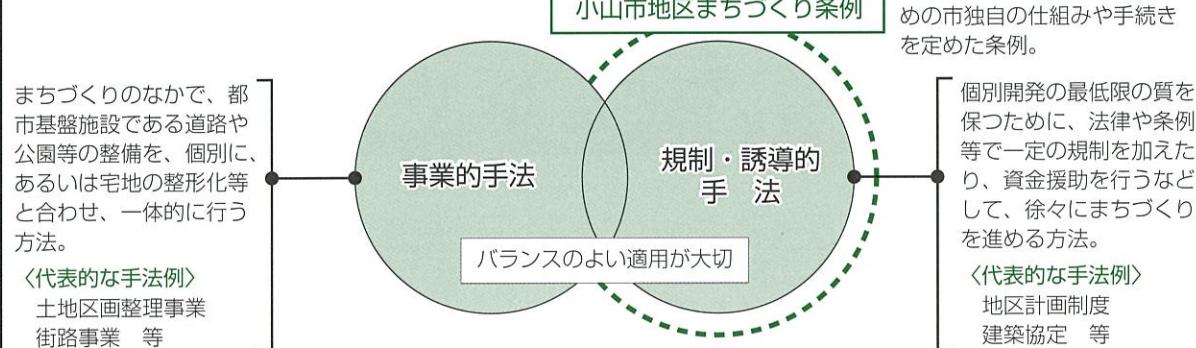
地区計画制度* や建築協定* など、地域住民が主体的に進めるまちづくりのルールづくりを促進します。また、各種融資・補助制度等の活用によるまちづくりを推進します。

- 地区計画制度* 適用や建築協定* 締結推進
- 街並み形成や緑化などに関する、各種融資・補助制度等の活用
- 市街化調整区域* における立地基準制定と適正な運用

【地区計画制度】
：都市計画法に規定する都市計画の一種。地区的特性にふさわしい良好な環境をつくっていくために、建築物の高さや容積率、建物の用途、最低敷地面積、敷地境界から建築物の距離、かさ・さく・坪の構造や高さ、公共施設の配置などを定め、地区レベルでのきめ細かなまちづくりを行う制度。

【建築協定】
：住民全員の合意のもとに、一定地域内の建築物の敷地、構造、用途、形態などに関する自主的な基準を定め、それをお互いに守り合っていくことを約束する制度。法的拘束力は弱い。

□ 実現手法の概念図



推進体制の充実・強化【相互連携・体制構築】②

各種施策・事業の実現に向けて、庁内及び関係機関との連携を図りつつ、必要な財源の確保や連絡調整などを充分に行なながら、総合的な取り組みにより、効率的なまちづくりを推進していきます。

● 庁内推進体制の充実【横断的な連携強化】

時代や状況の変化に的確に対応しながらまちづくりを推進・実現するため、横断的な連携強化等、より庁内体制の充実を図るとともに、必要で効率的な財源を確保します。また、計画の進行管理や評価を適切、かつ継続的に行います。

- 庁内の連絡体制をより整備し、環境や福祉、教育、産業など、様々な分野と相互に連携した整備推進
- 上位計画である総合計画との整合性と必要な財源確保
- 達成状況の評価と必要な内容の見直し等、事業の総合進行管理

● 関係機関との連携・民間の活用【役割分担・連携】

国や県、周辺都市等、関係機関への必要な協力要請や充分な連絡調整を行うとともに、事業・制度の活用を図ります。また、民間の資金・人材・ノウハウを活用するなど、適切な役割分担と連携による効果的なまちづくりを推進します。

- 国や県、周辺都市等の関係機関への協力要請や充分な連絡調整
- 各種事業・補助制度等の活用
- 民間活力導入のための計画PRと資金・人材・ノウハウなどの協力要請

